

# 私たちももっと本を読みたい!

～障害者・高齢者の読書バリアフリーを目指して～

## 2010年国民読書年に障害者・高齢者の読書バリアフリーを実現する会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-18-2 日本盲人福祉センター 2F 日本盲人福祉委員会内  
電話 03-5291-7885 ファックス 03-5988-9161  
メールアドレス 2010@dokusho.org ホームページ <http://yomitai.exblog.jp/>

2006年12月、「障害者の権利条約」が国連で採択されました。

わが国もすでに2007年9月、この条約に署名しており、現在批准に向け国内法の整備が進められているところです。

本条約の目的では、「障害者がすべての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障すること」と謳われています。

具体的には、第二十一条で「締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者と平等に情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適当な措置をとる。」と規定されています。

第二条で「意思疎通」とは、言語、文字表記、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用可能なマルチメディア並びに筆記、聴覚、平易な言葉及び朗読者による意思疎通の形態、手段及び様式並びに補助的及び代替的

な意思疎通の形態、手段及び様式（利用可能な情報通信技術を含む。）と定義されています。

また、第三十条では「締約国は、障害者が他の者と平等に文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、障害者が利用可能な様式を通じて、文化的な作品を享受することを確保するためのすべての適当な措置をとる。」とも定められています。

そして、2008年6月には、国会で2010年を国民読書年とすることが全会一致で決議されました。

このような情勢の中、障害者や高齢者にとってアクセスできる情報の普及や読書の環境を整備することは、「国連障害者の権利条約」に批准するための国内法整備や、日本国憲法が定める法の下での平等という観点だけでなく、障害者や高齢者の自立と社会参加を促進することにもつながります。さらに知的財産のユニバーサルデザイン化は、わが国の知的で活力ある文化の形成や力強い経済活動に貢献するための基礎的な環境整備ともいえます。

# そこで、私たちももっと多くの本が読める

## 1. 出版社による活字図書のアクセシビリティ保障

著者によって書かれた文学作品は通常、出版社によって発行され、書店などで販売されています。

しかし、視力の弱い弱視者や高齢者には、通常の活字の大きさでは読めないこともあります。また、目の見えない全盲者にとっては、活字を点字や音声に変換する必要があります。

多くの学習障害者にとって、通常の活字を読書することに何らかの困難があるといわれていますが、その読書困難を取り除くためには、書体を変更したり、音声を併用することなどが有効といわれています。

そこで、ほとんどの活字図書を発行している出版社の社会的責務として、出版社自らが拡大図書や音声図書、点字図書を発行するこ

とが望まれます。

しかし、実際、小さな出版社や発行部数の少ない書籍の場合、このようなさまざまなニーズに応じたバリアフリー媒体の発行は現実的とはいえません。

そこで当分の間その橋渡しとなるのが、電子データということになります。すでにいくつかの出版社が電子書籍の販売をおこなっていますが、使い勝手のよいデータであれば、拡大や点字、音声への変換も比較的容易に進められます。

ユニバーサルな社会を実現するうえでも、出版社には本の発行過程で作られる電子データを販売していただき、障害者や高齢者でも健常者と同じように発売初日に本が読めるような「買う自由」を与えていただきたいのです。

### 【法的根拠】

#### ■障害者基本法 第三条(基本的理念)

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。

#### 第六条(国民の責務)

国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。

2 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

#### ■文字・活字文化振興法 第三条

文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

# ように、次の3つの事項を要望します。

## 2. 図書館内のバリアフリー媒体の充実

これまで視覚障害者のための点字図書や音訳図書の提供は、おもに点字図書館などの視覚障害者情報提供施設が担ってきました。

一方、全国に約3100ある地域の公共図書館のうち、障害者・高齢者サービスを行っているのは約600に過ぎません。しかし、65歳以上の人々が2800万人という超高齢化社会を迎えた今日、身近な地域の公共図書館にも障害や身体的条件に応じた図書を所蔵してい

ただき、すべての国民に開かれた図書館サービスの展開が望まれます。

また、地域の学校には、特別支援学校よりもはるかに多い弱視や読み書きに困難のある学習障害児童・生徒が在籍しています。

そこで、地域の学校図書館にも拡大図書や音訳図書などの蔵書を増やし、それぞれの状況に応じた読書環境を充実することが必要です。

### 【法的根拠】

#### ■国連障害者の権利に関する条約 第九条 施設及びサービスの利用可能性

1. 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者と平等に、都市及び農村の双方において、自然環境、輸送機関、情報通信（情報通信技術及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用することができることを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービスの利用可能性における障害及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。
  2. 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）
2. 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。
  1. 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用可能性に関する最低基準及び指針の実施を発展させ、公表し、及び監視すること。
  2. 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、障害者にとっての施設及びサービスの利用可能性のあらゆる側面を考慮することを確保すること。
  6. 障害者による情報の利用を確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。
  7. 障害者による新たな情報通信技術及び情報通信システム（インターネットを含む。）の利用を促進すること。
  8. 情報通信技術及び情報通信システムを最小限の費用で利用可能とするため、早い段階で、利用可能な情報通信技術及び情報通信システムの設計、開発、生産及び分配を促進すること。

#### ■教育基本法 第四条(教育の機会均等)

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

#### ■子どもの読書活動の推進に関する法律 第二条

子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### 3. 国立国会図書館の電子図書館アーカイブのアクセシビリティ確保

現在、国立国会図書館が展開している近代デジタルライブラリーや電子図書館アーカイブは、本のページを画像のようにPDFで表示しているため、視覚障害者などが使う音声読み上げソフトには対応していません。文字の書体を変更し、大きく表示することもできません。

そこで、これらの電子図書館のデータ形式を変更し、拡大文字で表示したり、スクリーンリーダーでも読み上げが可能となるようなホームページにしていきたいと思います。

現在、国会図書館を中心に検討されている「電子出版物流通センター」構想の中でも、インターネット上の電子図書館の利点は「いつでも、どこでも、だれでも」利用できることにあるといわれています。その「だれでも」という意味は、障害の有無や身体的条件に関わらず、すべての国民が平等に利用できることにもあると考えます。電子データの利点が最大限生かされるようなユニバーサルデザイン的な制度設計を要望します。

#### 【法的根拠】

##### ■日本国憲法 第十四条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

##### ■国立国会図書館法 第二条

国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。